



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	学説史と思想史 : 椽川氏による「中世国家論批判の発想法」をめぐって
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, T
Citation	北海道大學 法學會論集, 9(3), 19-54
Issue Date	1959-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17056
Type	departmental bulletin paper
File Information	9(3)_p19-54.pdf



学説史と思想史

—— 椋川氏による「中世国家論」批判の「発想法」をめぐって ——

石 川 武

—

堀米庸三教授は、昨年六月末、『西洋中世世界の崩壊』（岩波全書）を世に問われた。これに対して椋川一朗氏は、『中世国家論』における方法と発想の再検討——堀米庸三氏著『中世世界の崩壊』によせて——と題して、堀米氏の新著に対する論評にとどまらず、いわゆる「中世国家論」の全体にかかわる重大な批判を提起された（『歴史学研究』二二六）。その際椋川氏が「中世国家論」の「発想法」をとり上げられたことは、とくに重大な意味をもつものと思われる。氏が「発想法」という言葉のもとに考えているのは、歴史研究ないし歴史叙述の背景にある「実践的関心」のあり方いかんの問題、別な言い方をすれば、歴史学におけるイデオロギイの問題であり、氏の論法をもつてすれば、堀米氏ないしいわゆる「中世国家論」の「発想法」は民主主義の否定を意味しかねないことになるからである。

椋川氏は、右の批判の第Ⅴ節において、堀米氏の『中世国家論』の「発想法」の検討を試みつつ、まず第一に、氏によれば「中世国家論の『大成者』（30頁左）であり「ナチスのイデオロギー」（30頁右）であるオットー・ブルンナーの

料 学説に対して、堀米氏が十分に批判をおこなっていない、という点を論難されている。具体的にいえば以下の通りである。

ブルンナーが「絶対主義国家に淵源する……市民的法治国家」という表現を用いているのは、それによって「ブルジョア的なものを包括的に絶対主義と等置し」、「ブルジョア民主主義を批判することによって民主主義自体を否定しようとする」からである（以上30頁右、傍点は原文ゴチ、以下同様）。またブルンナーが、フェーデ権の主体について、「同族」説をとるミッタイスとはちがつて、「個人」説の立場に立つのは、「ナチスの指導者理念にとつて有利な見解であつたからと思われる」（以上31頁左）。ブルンナーが「家」権力論において階級関係の分析を必要としなかつたのは、「ナチスの政策としての階級対立隠蔽主義と直接関連をもつことはいうまでもない」が、それは、「領主が階級的支配関係によつてではなくて、その《個人的能力》によつて一般農民にたいする支配者（もしくは《指導者》）たりえたといつた、ナチスのイデオロギーにとつて好都合な結論をもたらすはず」である（以上31頁左）。

「かような指導者理念の投影」がきわめて露骨に現われているのが、彼のフェーデ論であつて、たとえば「ブルンナーにとつて同族をフェーデ主体とみとめることは、ナチス全体主義国家の内部における《自律的集団》の存在を容認することであり、反対に個人……をその主体とみとめることは、いわばフェーラーとしての個人的資質≠能力の原基的形態を中世史に発見したことになる、——少くとも結果的にはそうなると思う」（以上31頁左—右）。堀米氏はかつて、「中世から中世を理解する」というブルンナーの提唱した方法を紹介し、このたびの新著においても、とりわけフェーデに関連して、この方法に依拠しているが、「半未開の慣行フェーデに高度な法体系をみとめたブルンナーが、じつは「ナチス」の目」で中世をみていたことは、もはや明らかなはずである。……今回「发展阶段論」的立場における「実践的関心」にあらためて共感を表現された（堀米）（筆者による補足、以下同様）氏が、ブルンナーのそのような《方法》に批判をくわえられなかつたのは、いつたいどうしたことか」（以上31頁右）。

さらに、椋川氏は語をついで、堀米氏の中世国家論において「もうひとつ気にかかる点」として「王権の絶対視」という点を指摘される。これは椋川氏によれば、「堀米」氏がブルンナーとともに批判されたはずのドイツの『絶対主義的』ブルジョアの歴史学の遺産のひとつ』であるが（以上31頁右—32頁左）、氏はこのことから堀米氏自身の「歴史における実践的関心との関連」を疑問視している。「中世国家論争に参加した学者のうち、国家法人説学派にくらべてヨリ国家主義（国権主義）的だったと思われる」「保守派の中世国家肯定論」に、堀米氏は「同調」している。しかるに、「民主主義（自由主義）が早くから確立した」「イギリス・フランス」両国ではそれ「中世国家論」が問題になりえなかつた」のであり、「絶対主義的」なドイツ・ブルジョアのなかで、いわば良識派を代表する国家法人説が、堀米氏の紹介されるごとく、中世国家論争において中世国家の存在を否定する側にまわつたことは、……イギリス・フランスの両先進国における中世国家論への無関心になぞらえることもできる。」すなわち、中世国家肯定論は実践的には民主主義の否定につながるものと椋川氏は言いたいのである。したがつて堀米氏は、「結果的には保守派の中世国家肯定論に同調されるに当つて、この点についての氏自身の実践的関心のあり方を明示される必要があつたと思う」（以上32頁左—右）。椋川氏が堀米氏における「王権の絶対視」に関して述べられたところは、大要以上のごとくである。

見られる通り、ここでは一貫して次のような論法が用いられている。①堀米氏は実践的にはナチズムないし絶対主義を否定するはずである。②しかるに、これこれの学説は、実践的にはナチスないし絶対主義の利益につかえるものである。③したがつて、堀米氏はその学説を学問的にも批判しなければならぬのに、それをしていないのはまちがいである。以上のような考え方を、椋川氏自身、「学説史をまず思想史としてみる」態度と呼び、それを「歴史家として正しい態度である」と考へておられる（30頁左）。たしかに、学説史を思想史と考へてそのイデオロギー性をまくことは可能であるだけでなく、時には学説史そのものを飛躍させるために必要でさえあるだろう。だが学説史をま

ず、思想史と考えるべきか、という点になると、私は椋川氏の見解にただちには同じえない。いうまでもなく、学説史はまず、学説史なのである。どんなにすぐれた着想であつても、学説史とのかかわりなしに提出される場合、ということとは、とりわけ西洋史の分野では、事実の重みを無視することになるわけだが、それは所詮素人の着想にすぎないものであつて、やがて事実によつて復讐されなければならないであろう。もちろん素人の着想の中には、しばしば貴重な萌芽がひめられてはいる。だが学者の責任は、かかる萌芽を、まさしく現在における学説史の水準に照して学問的に育て上げることではないのか。

しかし、私はここで学説史と思想史の関連についてこれ以上深く立入るつもりはない。以下に展開する椋川氏に対する反批判の中にも、学説史をまず思想史と見ることの危険性をはつきり示す材料がいくつか提示されるはずであるし、椋川氏の中世国家論批判についていうならば、そのような学説史と思想史の一般的関連のいかんとかかわりなく、いうところの「思想史」——先の要約の②に当る——そのものが既に、あまりにもずさんなのである。オットー・ブルンナーのフェーデ主体説にナチスのイデオロギーを見た椋川氏の着想は、ブルンナーの学説を勝手に臆測して捏造されたものであり、また堀米氏の所説についても、あまりにも多くの独断的な誤解が見られる。しかもそれは単なる誤解といわんよりは、もともとときわめて外在的な批判であるものを多少とも内在的であるかのごとく見せかけようとした結果、ある程度意識的におこなわれた曲解であると思われる。すなわち椋川氏は、可能な限り、堀米氏自身が右のような論法を承認されているかのごとく装おうべく、つとめているのである。これまで「中世国家論」にたずさわつて来たものの一人として、ここに反批判の筆をとらざるをえなかつたゆえんである。

- (1) 本書の内容については、本稿とほぼ同時に「北大史学」Vに東出功氏による書評が掲載される予定である。本稿は、以下に述べられるように、椋川氏による批判に対する反批判を意図したため、私自身が抱いている堀米氏の新著に対する不満には、深く立入るこ

とができなかつた。その点についても、東出氏の書評は若干ふれているので、御参照いただければ幸せである。

(2) この箇所は「歴史学研究」二二七、47頁の正誤表に従つて訂正したものである。

(3) 「史料解釈の基本的態度について」「通説」に従つて史料を解釈すること自体、世界史的視野を強調する私の「独断」と少なくとも丁度同じ位危険であるかもしれない」とうそぶく椋川氏の態度(『西洋史学』二七、39頁)を、次のような、かつて若き研究者たちに対して深い感銘を与えた堀米氏の自省的発言と対比していただきたい(『西洋史研究入門』60・61頁)。「当時(昭和十年代)の中世史研究は一般に全く素人の域を一步も出ていなかつたのである。中世史に関し深遠な哲学的論議を交わし、或いは明晰な經濟上・社会上の論理をふりまわすためには、必ずしも中世史の女人たることを要しない。むしろ所謂歴史家以外の人々の方がより自由に又より見事にそれを行うであらう。然し歴史家でなければ言わないし又言えない事柄は我々の中世史論議には絶えてきくことが出来なかつた。要するに我々は徒勞の修業もふることなくして、いきなりマスターのみに許された問題に入りこんでいたわけである。文化史的觀照は、このような研究の事情にまことに適合的な精神的態度であつた。」椋川氏のこの度の「中世國家論」批判も、若し昭和十年代においてなら、一部の素人の喝采を浴びただけに終つたかも知れない。

二

私はまず、堀米氏が今回「發展段階論」的立場における「実践的關心」にあらためて共感を表明されたという点をとりに上げたい。椋川氏によるならば、「發展段階論」的立場とは、「下部構造論」あるいは經濟史的立場といいかえてもよい」ものであり、とくに戦後のわが国では、「農奴制をもつて封建制の本質とする」ところの「發展段階論」的立場が顕著である。そしてやはり「堀米」氏の表現をかりれば、わが国の歴史学界におけるかような傾向は「歴史にたいする実践的關心」がそうさせたのであり、……堀米氏はそのような「実践的關心」を承認しつつ氏自身もまた上記のごとき独自の發展図式(「封建制↓等族制↓絶対制」)を提示された」という(以上25頁右)。椋川氏によれば、堀米氏はこの度の新著において、このような「独自の發展段階図式」(25頁左)を媒介項として「現代歴史学における發展段階論的方法と、傳統的歴史学の代表者としてのランケの國際政治史的方法の「内面的接合」を試みられた、とい

資料 うことになつてゐる(24頁左)。

椽川氏は自らの「実践的關心」についてはなんら明確な表現を与えておられない。しかし行論の便宜上、多くの眞実のマルクス主義者の方々にとつては御迷惑とは思ふが、椽川氏のいわゆる「現代歴史学」ないし「下部構造論的立場」なるものの代名詞として、ここでは仮にそれを「マルクス主義」と呼ばせていただくことにする。椽川氏がほめかしたがつてゐることは、要するに、堀米氏が基本的にはマルクス主義歴史学の方法や実践的關心を承認してゐる、ということなのであつて、それは、椽川氏による堀米批判が多少とも内的、在的、な批判であることを装わんがための重要な伏線になつてゐる。お前は基本的にはマルクス主義の方法や実践的關心を承認してゐるのではないか、それなのになぜナチス史学のイデオロギー性をつかないのか、椽川氏はそう言いたいのである。しかし、堀米氏の新著を一読すれば紛う方なく明らかのように、堀米氏は「発展段階論」的立場における「実践的關心」を手放して承認されてゐるのではない。また堀米氏は、椽川氏のいう「現代歴史学における発展段階論的方法」すなわち「マルクス主義歴史学の発展段階説とランケ史学との内面的接合を試みられたのでもなく、さらにその際両者の媒介項として「封建制↓等族制↓絶対制」という「独自」の図式を提示されたのでもない。以下堀米氏の新著に即してそれらの点を順次明らかにしていきたい。

堀米氏がこのたびの新著において自己の課題とされたのは、中世末期のヨーロッパ全体の政治史の叙述である。氏によれば、これまでそのためにとられてきた方法は、「皇帝権や法王権といった、多少ともヨーロッパのすべての国々に関係のある、普遍的な権威の動向に着目し、大空位時代・アナニーニ事件・法王庁のアヴィニヨン移転・教会改革のための大教会会議といった大きい問題を中心に、歴史の整理を試みようとする」方法である(2頁)。このような方法を、堀米氏は「ランケの世界史観に帰着する」(3頁)立場とされているのである。「この立場には内政に対する外

交の優位という原則がある。」しかし、対外的關係、対外的影響を「いくらよせあつてみても、それで歴史の必然的な發展を明らかにすることにはならない」し、「ランケの世界史における世界なるもの」も、「一定の構造をもつ歴史的世界」ではなく（4頁）、したがつて、右に述べた普遍的な權威と關係のある問題といつても、それが「何を基準に選びとられたもの」か、またそれは、「どのような歴史の必然によつて……中世末期のヨーロッパにあらわれてきた」のか、「この方法からは、決して十分な説明をきくことができないのである。」（2—3頁）。

このようなランケの立場に対する批判をおこなつてきたのが、堀米氏のいわれる「發展段階論的立場」なのである（4頁）。「いわゆる封建制↓等族制↓絶対制という、發展段階」の図式は「従来主として、国制史ないし社会經濟史の領域で用いられてきたもの」（2頁）であり、「考察を個々の国々の政治の發展に限つてみるならば」、このような図式を用いることによつて、「比較的簡単に」、中世末期のヨーロッパにおける「互いに対抗しあう要素や傾向を統一的に理解できるような観点を」（1頁）「提示できるようにみえる」（2頁）。しかし、それによつて、「ヨーロッパ全体の大きい秩序の転換ということは、大方、視野の外に残されてしまう」（2頁）。かくして堀米氏にとつては、「發展段階の立場とランケ的な世界史の立場を内面的に接合すること」、「より具体的にいうならば、ランケの場合にあつては全く無規定であつた世界の構造と發展の法則とを、發展段階論の立場において解明し、これを歴史叙述の手段とする」とが中世末期のヨーロッパ政治史を扱う基本的要請として確認されているのである（以上5頁）。

以上、堀米氏の新著の「序説」中の序論的部分の要約において既に、椽川氏の理解の恣意性は明らかであろう。「封建制↓等族制↓絶対制」という發展図式は、堀米氏の創案にかかる独自の図式ではなくて、従来ドイツの国制史、社会經濟史が用いてきたものにすぎない。堀米氏の責任ないし功績に帰せらるべき点は、この發展図式、とりわけその第一環たる封建制を、単にヨーロッパ各国の内政史に共通する發展段階としてではなく、歴史的個体としての西洋

中、世界の構造、したがつてまたその運動法則を解明するキイ・ポイントとして把握した点に求められる。したがつて「封建制↓等族制↓絶対制」という発展図式は、「発展段階論」立場とランケの世界史的立場とを内面的に接合するための「媒介項」といわんよりは、むしろランケの世界史的立場とともに内面的に接合されるべき「発展段階論」的立場それ自体ないしその内容なのであつて、その意味で媒介するものではなくて媒介されるものなのである。堀米氏が二つの立場を内面的に接合するための媒介項とされたのは、右の引用からも明らかなく、「封建制↓等族制↓絶対制」という発展図式そのものではなく、それを用いて解明された西洋中世界世界の構造と運動法則である、といふべきであり、かつそれすらも、堀米氏にとつては、歴史叙述の手段とされている点を看過してはならない。

もとより堀米氏が、戦後のわが国における発展段階論的立場を、従来ランケ的立場に対する批判をおこなつてきたドイツの国制史・社会経済史におけるそれと等置されているかのごとき書き方をされた(4頁)のは、椛川氏による曲解に対して一つの口実を与えたものであつてきわめて遺憾であり、改訂の折には、この点について堀米氏がより一層慎重な表現を用いられるように期待したい。堀米氏はたしかに、具体的にはおそらく大塚久雄・高橋幸八郎両氏を中心とする資本主義ないし近代社会成立史の研究を念頭におかれつつ、「このような批判的立場からして、ヨーロッパの中世から近世にかけての歴史が、戦後、いろいろに書きかえられ、その間従来にはみられなかつた歴史のより深い理解が生まれ、ことに歴史発展の必然性の解明に寄与してきたこと」を承認されている(4頁)。だが堀米氏が発展段階論における「歴史に対する実践的関心」について語られたのは、椛川氏が読者にそのように印象づけようと欲したのとはちがつて、「実践的関心」およびそれから生れた「発展段階論」的立場を、手放して承認されるためではない。堀米氏にとつては、戦後のわが国の発展段階論的歴史認識において「歴史が発展法則の検出ということの中に抽象化され、それぞれの国々のもつ具体性また歴史的個体としてのヨーロッパの把握が、却つて歴史認識の外部にお

かれた」点も、右の功績と「同様に否むことのできぬ事実であつた」。「发展阶段論におけるこの欠陥は、しかし」堀米氏によれば、「歴史に対する実践的関心という、その根本的立場から生れる当然の結果でもある」。歴史の發展法則の認識なくしては、「歴史的实践におけるわれわれの態度決定は、およそ不可能」であり、したがつて、実践的関心からして歴史認識に向つた者にとつては、「ヨーロッパ史を学ぶということは、ヨーロッパ史を通して歴史一般（發展法則）を学ぶということ」になる。「しかし」と堀米氏は反問しているのである。「歴史を学ぶということは、歴史發展の法則性の追求にあると同程度に、そこから生れる方法を用いて、歴史發展の具体性を明らかにし、叙述するということではないだろうか」と。先に引用した中世世界の構造と法則とを歴史叙述の手段とする、という趣旨の引用が、この直後に続いている（以上4—5頁）。

以上において私は、堀米氏の「发展阶段論的立場」ないしその背景にある「実践的関心」に対する態度が実はいかなるものであるか、ということをも、必要な限りにおいて明らかにしてきたつもりである。その過程において示唆したように、堀米氏の新著の意義は、著者自身の意図に即していつても、単に著者の「歴史理論の大成」というべき点にあるのではなく、歴史の個体としての西洋中世世界が、著者によつて把握された構造と運動法則に従いつつ、一歩一歩いかにしてその崩壊の過程を辿るかという、きわめて強度に論理的な緊張感の張りつめた、その意味でまさしく本格的な「歴史叙述」である、という点にこそ求むべきであつた。このような堀米氏の態度は、ひろく「歴史主義」と呼ばれる立場に含められるであろう。たとえば上原専祿教授は、基本的にはそのような「歴史主義」の立場に立たれつつ、「民族」の問題を契機にして「歴史主義」と「マルクス主義歴史学」との關係に新しい展望が開けたことを力説しておられる。⁵⁾最近「歴史学研究会」の危機が叫ばれていることも、「歴史学研究会」自体がその点について的方法的自覚を欠いていることと決して無關係ではないのであつて、その意味においても、椽川氏が、『中世世界の崩壊』

- によせて、堀米氏のかかる基本的態度ならびに新著の歴史叙述としての意義にはほとんど全く立入られることなく、堀米氏の「方法」や「発想法」のみを云々されたこと自体、きわめて非生産的なやり方であつたと云わなければならぬ。
- (4) その具体的内容については、東出氏の紹介を御参照いただきたい。
- (5) 上原専祿『歴史学の概念』（毎日「世界の歴史」IV）。これは最近『歴史学叙説』に再録された。

三

(一) 前節において私は、椽川氏が堀米氏の新著全体における「封建制↓等族制↓絶対制」という発展図式の位置づけを誤つて理解されている、という点を明らかにしたつもりである。私は次に、堀米氏における「王権の絶対視」ならびにそれと結びつけて考えられた絶対主義的中世国家論の問題に進みたいと思うのであるが、その際前節との関連において、まず第一に、椽川氏が右の発展図式そのものを誤つて「王権」発展の理論と等置している、という点から始めるのが適當であろう、と思われる。

椽川氏は、「堀米氏の「封建制」概念の論理的帰結として、王権のうえにさらに「普遍的権威」としての皇帝権ならびに法王権が措定されたことは、氏の旧論著に比して新著における大きな特色であるが、しかもなお新著においても王権はいわば最後の勝利者としてあつかわれる点（22頁）からみれば、氏の理論の中世「国家」論ないし封建「王政」論としての性格は、失われていないと言えよう。その意味で氏自身の「発展段階図式」の展開の説明……は、同時にまた「王権」発展の理論とみてもべつに差支はあるまいと思う」（29頁右）と断わられた上で、堀米氏の「王権」の理論に論点をしばつて、次のような疑問を提出される。「〔封建王政段階〕における王権は、本質的にはなお〔封建制〕

の論理的帰結としての)「權威」⁶⁾として存在するはずである、「ところで……〔堀米氏は〕「權威」としての王権と「權力」としてのそれとは質的に異なるものとして明確に区別される(10頁)。そこで問題は、氏によつて王権が単なる「權威」から絶対的な「權力」へと質的轉換をとげるその契機がいかんにして理論づけられるか、という点である。自ら問題として提起されたこの「契機」は、椋川氏によるならば、「等族制概念のうちにあると思われる」のであるが、「等族制において王権は同時にあい異なる二面の性格〔「權威」と「權力」をもち〕ということではできても、「權威から權力へといつた質的轉換は」、「かかる異質の二概念の《同居》によつて説明」することはできない、したがつて「等族制」段階は、「独立の「發展段階」ではなくて、「封建制」段階と「絶対制」段階の間の《過渡段階》にすぎない」ということになり、そのことは、椋川氏によれば、「堀米」氏の段階概念の《類型》概念としての性格を立証するものとならなければ幸い」ということになるのである(29頁右—30頁左)。

ところで右の椋川氏の所論中第一の躰きの石と考えられるのは、「封建制↓等族制↓絶対制」という堀米氏の發展図式を「王権の發展の理論」と等置し、「權威から權力への質的轉換」という点を、もつぱら王権それ自体の性格にのみかかわらせて理解した、という点である。椋川氏が参照を求められている堀米氏の原著の一〇頁には、この点に關して次のような表現が見出される。「中世の封建国家は、暴力の正当な行使権を全く自己一身に独占した近代国家とは異なり、権力的統合ではなく、權威的統合としての国家だつた……。しかしおよそ、国家が権力的のではなく、權威的に統合されるということは、どうして可能なのであつたらうか」。周知のごとく、堀米氏によるならば、そのような国家的統合を可能にするのは封建領主が自らの支配権の「正当性」の根拠を究極的にはそこに求めざるをえなかつた「国王の權威」なのである(10—12頁)。ここでは、たしかに、王権の權威としての性格が問題にされてはいる。しかし誤解のないようにはつきりしておくならば、堀米氏は、封建制段階の王権がもつぱら權威としての性格のみを

もつている、ということを言っているのではない。ここで堀米氏が「国王の權威」について語っているのは、国家的統合の原理としてのそれを明らかにしようとしているのであつて、中世王権の性格規定それ自体をおこなうためには合資ない。中世の王権は、堀米氏がその「直轄的行政組織」について語っていることだけからでもはつきりわかるように、権力としての性格をも、有つているのであり、それはしばしば封建領主の有つ権力と異なるところがないという意味では明らかに不十分な権力であるが、堀米氏ないし中世国家論にとつての問題は、そのような王権の権力のみをもつてしては、近代国家におけるごとき、国家の権力的統合が不可能だ、という点にある。したがつて、「權威から権力への質的転換」ということも、もつぱら王権の性格にのみかかわるものではなくて、まさしく国家的統合の原理の質的転換として問題になるのであり、それゆえにこそ、「公共性の理念」という新しい立場から国家内における暴力行使の禁圧を自己の課題としてとり上げることのできた「中世の平和運動」の中に、そのような質的転換を可能にした契機が求められるのである。椋川氏はこのことを完全に見落したか、あるいは無視してしまつた。これが第二の躓きの石である。もちろん堀米氏のかかる見解に対する批判は可能であろうが、そのためにはまずもつて、氏の理論を正確に理解することが必要なのであつて、氏がかつてわざわざ長篇の論文を二つまでもそのために捧げられた氏の理論の核心的部分をさえ、「現象論的・結果論的」であるとして切捨ててしまふがごとき態度だけは止めていただかねばならない。王権の二重の性格は、椋川氏の考えるように等族制段階になつてからはじまつたわけではないが、若し等族制に固有な王権の二重の性格という点が問題であるのなら、それこそまさに、「平和運動」においてその第一歩を踏み出した国家的統合の原理の「質的転換」の結果現われたところの現象にすぎないといふべきであらう。

(二) 私は次に椋川氏における「王権の絶対視」の例としてあげられた点に進みたい。椋川氏によれば、「今回の新著のなかで、王権拡張にとつめた国王がいちじるしく同情的にあつかわれているばかりでなく、それに協力し

た封建領主が無条件に———というのはいつさいふれないで———「真にドイツの危機を憂」
 えるところの「純粹改革派」といつた評価をうけている(24頁)……。「かような叙述をみると」
 榎川氏は、「いつたい
 「堀米」氏にとつて「王権」概念はたして「封建制」の論理的帰結であつたのか、それともむしろその前提であつ
 たのかを疑いたくなる」とのことである(32頁左)。

まず、「王権」概念は「封建制」の論理的帰結であつたのか、むしろその前提であつたのか、という榎川氏の疑問か
 らはじめたい。榎川氏は「さきに、堀米氏が中世国家の統合原理としての国王の「権威」を提示されたのにたいして、
 権威なるものの超歴史的性格を指摘したのであつたが」、その際、「国王の権威は、もつぱら知行制自体の性格から説
 明され」という、「堀米」氏の方法論にとつて一応構造論的必然性をもつ「説明のしかたが、「氏の旧稿……に……
 すでに示唆されている」のを「よみおとしたものであつて、その点不用意を恥じるほかない」と自己批判されている
 (29頁左)。ここに明らかごとく、堀米氏においては、王権の権威が、もつぱら封建制自体の性格から説明されてい
 るという意味で、封建制の論理的帰結をなしている、ということ、榎川氏はわざわざ自らの不用意を恥じられた上
 で、今回にいたつてはじめて確認されたのである。ここでの榎川氏の論法に注意していただきたい。榎川氏は、王権
 概念を封建制の論理的帰結として説明しなければならぬ、という点については、自らなんらの説明をも与えてはい
 ない。⁽⁸⁾恰かも堀米氏自身がどこかでそのような主張しているかのごとく装おひ、その上で、堀米氏自身が自らに課した
 その要請を裏切つているかのごとき印象を読者に与えようとしてるのである。これは、自らの批判を多少とも内在
 的、な批判であるかのごとく見せかけるための、きわめて周到な用意、というほかはない。

しかし残念ながら、古くは石母田正氏との、また最近では世良晃志郎氏との論争によつて周知のごとく、堀米氏は
 右のごとき主張をされてはいない。堀米氏は、石母田氏の、国王の超、越、的、権威なるものを「封建制」そのものの矛盾

(石母田氏においてはそれは主として領主對農奴の階級對立として捉えられている)から説明すべきである、という批判に對して、中世王權の超越的權威が要請されるのは、封建領主の側における「封建制」——レーン制的支配の究極の妥當根拠がそこに求められるからだ、という点を明確にされた。しかし他方において、石母田氏に對しても、また王權がレーン制内部の矛盾によつて生れたという觀點を徹底させた世良氏に對しても、王權は依然として王權のロゴスをもつのであつて、「この王權の創出がレーン制的諸權力によつて無前提的に・自由にて・丁度この權力にとつて都合のよい限度の高さにおいて行われたものではないという点」を強調されている。別の関連において堀米氏は、封建制が政治的秩序としての役割を果しうるための歴史的ならびに論理的前提として「何らかある先行する國家的統一」をあげ、また既に述べたごとく中世國家成立の「論理的 sine qua non」として國王の超越的權威をあげられる。だから、堀米氏の理論が誤つて理解されうるとすれば、むしろ椋川氏とは反對に、堀米氏においては、封建制が王權概念の論理的帰結として考えられているのではないか、という方向での誤解が予想されるであらう。しかしこれももちろん誤解なのであつて、堀米氏は、單なる主從關係としてのレーン制的關係までもが何らかの國家的統一を必要とする、とは考えておられないのである。以上要するに、椋川氏の前記の疑問は、堀米氏の構造論に即していえば、もともと対象をもたなかつたのである。

次に、椋川氏が堀米氏における「王權の絶対視」の具体的事例、むしろその内容としてあげられた点、すなわち、絶対制の成立に當つて王權に協力した封建領主の積極的評価という点についていうならば、私はむしろ椋川氏に對して以下のような反問を呈したい。すなわち、それならば椋川氏は、絶対制の成立に反對した封建領主の方が、それに協力した者よりも、ヨリ進歩的だとも言いたいのか、と。なるほど、絶対制の成立に協力した封建領主自身の利害關係が十分に分析されていないのは、堀米氏の弱点と言つても良からう。しかしながら、この時点における歴史の進

展の方向を見失わない限り、絶対制の成立に反対した封建領主がヨリ進歩的だとは、いかに椋川氏といえども主張できないであろう。しかも堀米氏の場合にあつては、歴史の進展の方向なるものが単に漠然と予感されているだけでなく、中世世界の構造と運動法則という形で明確に提示されている以上、椋川氏が右のような論拠をもつて堀米氏における「王権の絶対視」を非難するのは、全くの言いがかりにすぎない。ここでもう一つ反問を呈するならば、中世末期から近世初頭の時点において、国民的規模において統一国家が成立したのと成立しなかつたのとでは、国民自身にとつてどちらが幸せであつたか、私はその点を椋川氏にうかがいたいのである。いうまでもなく、ドイツの中世史家たちがランデスヘルンシャフトないしランデスホーハイム成立の問題に大きな関心を示しているという事実の背景には、多かれ少なかれ、この時期における国民国家形成の挫折をもつて、ドイツ国民の重大な不幸の一つと考える「発想法」が横たわつていたのであり、ミッターイスが絶讃するイギリスのドイツ中世史研究家バラクラフにおいても、このような基本的発想法はなんら異なつていない。総じて、或る歴史の時点において王権が果たした歴史的役割をどう評価するか、ということは、現在の時点において、王権に対してどのような実践的態度決定をするか、ということとただちに結びつくものではないはずである。椋川氏は、「中世国家論」の「発想法」を非難したいあまり、このようなあまりにも自明な歴史認識のイロハさえも無視しておられるのである。

(三) だが「王権の絶対視」に関連して述べた以上二点は、椋川氏の所論にとつては、いわば序論にすぎないのである。氏にとつての本論は、既に引用したごとく、中世国家否定論は実践的には多少とも民主主義につながるのに対して、中世国家肯定論そのものが既に絶対主義的イデオロギーにつながるのではないか、という点である。しかし椋川氏は、かかる主張によつて、「中世国家論」の論争史についての完全な無理解を暴露したにすぎない。ここで、堀米氏によるすぐれた「中世国家論争史」——椋川氏も材料はすべてそこに求めておられる——を再説する必要はあるま

いが、必要な限りにおいて問題点を指摘すれば以下のごとくである。まず第一に、ペーロウとオットー・ブルンナーの間には、問題そのものの質的転換がある、ということをも指摘しなければならぬ。ペーロウにいたるまでは、中世国家の存在を肯定するにしろ否定するにしろ、近代国家からえられた標識を基準にして中世国家をはかつていたのに対して、ブルンナーはまさにかかる方法、そのもの不十分さをつくことによつて、いわば論争自体がもともと対象をもたなかつたことを明らかにしたのである。したがつて「中世国家論の《大成者》」と呼ばれるべきはペーロウであつて、⁽¹⁵⁾ 椋川氏が誤つてそう名づけたブルンナーは、中世国家の新しい、歴史的認識への道を拓いた人なのである。ブルンナー以後において、かつての「中世国家論争史」におけるような意味での「中世国家」の存否は、学説史の大勢の赴くところとしてはもはや問題にはなつていない。この点に関しては堀米氏の「中世国家肯定論」についても同様のことがいえるのであつて、堀米氏が「中世国家の構造」を論じられたのは、絶対主義的国家観を中世にもちこんで、そのような標識をもつて中世国家の肯定を結論する態度とは、何の関係もない、ということを見落してはならないのである。第二に、椋川氏は「国家法人説」が中世国家否定論の側にのみ見られるかのごとき書き方をしておられるが、これは堀米氏の紹介や右のブルンナーによる批判を一読すれば明らかなく、全くの誤解にすぎない。「中世国家論争史」における肯定論も否定論も方法的には共通の立場「国家法人説乃至之に類似する国家アンシユタルト説」⁽¹⁶⁾ に立つていたのであつて、争われたのは次の点にすぎない。「歴史家は中世国家Ⅱ家産国家の等式に反対し、中世国家をも一つの完全な国家、即ち彼等の觀念に従えば法人格をそなえたものであることを立証せんとし、中世国家の法人性又は君主主権性と之等に伴なう公私法の厳格な区分を中世国家に適用しようとし、他方理論学科の人々、国家学、法学の研究者は中世国家の家産的性格従つてその非国家性を主張したのである」⁽¹⁷⁾。要するに、「国家法人説」という同じ基準ではかつているのだが、一方は合格といひ他方は不合格と言つていてはならない。しかるに椋川氏は、恰かも

その基準を用いることそれ自体が「実践的関心」について何らかの意味をもつもの、とお考へになる。椽川氏の「国家法人説」についての「卓論」を徹底させれば、ドイツでは抑々「中世国家論」など起るはずもなかつたということになりはしないか。第三に指摘したいのは、以上の点と密接に関係するのであるが、椽川氏が「国家法人説」の立場に立つ「中世国家」否定論をイギリスやフランスの民主主義になぞらえて考へようとした際に念頭におかれたと思われる⁽¹⁶⁾、ギールケの学説史的位罫についてである。右の引用からもうかがわれるように、「中世国家」の存否が論じられた際、中世における「公私法の分離・未分離」の問題は一つの焦点となつた。私法とは區別された公法、ないし国法の存在が、論争に加わつた双方の側にとつて、「国家」が存在するための論理的前提であり、また「国家」が存在することの論理的帰結である、と考へられたからである。先に指摘したように、狭い意味での「中世国家論」そのものは、ブルンナー以来その対象を失ひ、したがつて公私法の分離という問題も、かつて担つていた「中世国家論」のきめ手という意義は失つたが、それはそれとして依然として法制史上の重要問題たることに變りない。ところで、かつてはペーロウ(分離肯定論)対ギールケ(分離否定論)という形で存在したこの点をめぐる学説の対立は、現在では一般にミッターイス(肯定論)対ブルンナー(否定論)という形でうけつがれて⁽¹⁹⁾いるもの⁽¹⁹⁾と考へられている。このことからもうかがわれるように、中世国家の構造をめぐる学説史の上では、ハラール(小領邦君主の利害を代表)↓ギールケ(椽川氏によれば少くとも絶対主義者より民主主義的)↓ブルンナー(椽川氏によればナチスのイデオログ)という系譜をかなり明確に⁽²⁰⁾進ることができる。

以上のようなギールケの学説史的な位罫は、それ自体としても、椽川氏がこのたび主張され実行されたごとき形での学説史と思想史の等置に対して一つの重大な警告となるであろう。学説史的系譜と思想史的系譜とは決して単純に重なり合つてはいないのである。学説の上で多くの親近性を有するギールケとブルンナーのうち、一方はその政治的

料 自由主義のゆえに称揚され他方はその「ナチズム」のゆえに却けられねばならない、ということが、果して学問の要

資 請たりうるかどうか。ブルンナーの「ナチズム」については、さらに次節において詳論するつもりであるが、私はこの機会に、堀米氏が中世国家生活の事実認識についてはギールケの業績を高く評価されていること、ならびに、堀米

氏の近代国家成立論がギールケのそれとの間に強度の親近性を有することをも指摘しておきたい。堀米氏の学説を「思想」として批判するばあいに不可欠の前提となることは、いうまでもなく、その個々の要素の系譜を深し求めるだけではなく、その全体を学説史の上で正確に位置づけることでなければならぬ。

(6) この最後の点は、前節において述べたような堀米氏の基本的立場に対する椋川氏の誤解ないし曲解にもとづくものである。椋川氏は堀米氏の「発展図式」が「マルクス主義」歴史学におけるそれと異なることをあれこれと述べられた上で、ここに引用したとき非難を投げかけられるのであるが、堀米氏ははじめから、理念型的方法の一環としての「段階概念」を用いているのであつて、椋川氏のこのような非難は、意識的曲解にもとづくものでなければ、「理念型」的方法に「発展段階概念」がないとする独断による誤解にもとづくものである。なおこの点については、東出氏の書評をも御参照願いたい。

(7) 『中世後期における国家権力の形成』（『史学雑誌』六二の二）・『戦争の意味と目的』（『思想』一九五三の九）。以上に対する批判としては拙稿『ドイツ中世の平和運動における「公共性の理念」』（『歴史学研究』一七二・一七三）がある。拙稿の批判は、「公共性の理念」という点に限つていえば、「公共性の理念」というものが具体的に実在し、「神の平和」においていわばその実現として『誓約共同体』が成立するのではなく、むしろ逆に、「神の平和」および「ラントフリーデ」がフエーデの禁圧を自己の課題として平和令立法にのり出したということの論理内面的意味としてしか「公共性の理念」について語りえないのではないかと、という点である。この拙稿に対して堀米氏は、『自由と保護』（『思想』一九五四の一〇）で一応の解答を与えておられるが、椋川氏はなぜかこの『自由と保護』については全く閑説されていない。なおこの度の新著において堀米氏が右の点について述べておられるところ（一九—二一頁）は、基本的には氏の従来の見解と異なつてはいないが、一層慎重な表現を用いておられる。

(8) 椋川氏は「これまで堀米氏の理論からたとえばフランス封建王政という概念を——氏とはかなり違つた規定のしかたにおいてではあるが——まなんだ」（二四頁左）と述べておられる。これは具体的には次のことを指している。「当時（十二—十三世紀）のフランス

領主層が王権を頂点とする結合関係をとりむすんだのは、……本質的には、いわゆる農奴解放運動に表現されることき農奴階級の抵抗運動の拡大・強化に対応する収奪体制の再編成（↓総権力体制）として形成され、それが一国的規模に達して封建王政ともいえることき領主連合形態をとつたまでである」（29頁右）。椋川氏はここで「西洋史学」二七、33頁および「歴史学研究」二〇八、11頁の参照を求めている。しかしこのいずれの箇所においても、椋川氏はいわば右と同様の主張を述べているだけであつて、既に木村尚三郎氏も指摘されている通り（『史学雑誌』六七の五、156頁下）、いかなる実証的根拠をも示してはおられないのである。堀米氏の「封建王政」の規定（新著では16頁）とよみくらべてみれば明らかのように、椋川氏における「封建王政」の概念は堀米氏のものと同く、関係のないものである。氏の「まなび方」がいかにずさんであるかは、氏が堀米氏の「封建王政」論をもつて『中世国家の構造』において一応完成されたものと考へておられる（24四頁左）点からも明らかであろう。堀米氏の「封建王政」論は、『封建制の最盛期とは何か』（『法制史研究』Ⅱ）ならびに『中世後期における国家権力の形成』において提出され確立されたものであつて、『中世国家の構造』ではまだ明確な形で提示されるにいたつていない。なおこの機会に、在米中の堀米氏御自身、椋川氏の批評をよまれた上で、封建制（そしてやがては封建王政）が農民階級の抵抗運動に対抗するために領主団の横の結束として成立する、という椋川氏の基本的テーゼの一つ（『西洋史学』二七、32—33頁）について、強くその実証を求めたい、という私信をお寄せになつてゐることを申しそえておく。椋川氏がその実証に成功されない限り、王権を封建制の論理的帰結として説明すべきたということ、御自身に対するブル、レンとして語ることはできても、学界一般の自明の前提であるかのごとく速断することは許されないのである。

- (9) 以上の点について、集約的には、堀米庸三『中世国家に関する二つの研究』（『国家学会雑誌』六九の一・二）87—88頁。
- (10) 『封建制の最盛期とは何か』6頁。
- (11) 『中世国家に関する二つの研究』75頁。
- (12) 前掲論文、85—86頁。
- (13) G. Barraclough, *The origins of modern Germany*, 1946.
- (14) 以下については、堀米庸三『中世国家の構造』第一章。
- (15) この点については、前掲書、34頁におけるペーロウの評価を見よ。
- (16) 前掲書、13頁。なお、堀米庸三『中世独逸国家に関する一研究』（『歴史学研究』二〇二）72—73頁をも参照。

- (7) 前掲書、13頁。
- (18) 椋川氏はギールケの名をあげてはおられないが、堀米氏の前掲書、13頁の参照を求めておられる(32頁註10)ところから、そう考えざるをえない。
- (19) 個人的体験にわたつて恐縮だが、私が参加することのできた Hans Thiele 教授のゼミ(一九五八年夏フライブルク大学)においても、「中世における公法と私法」を問題とした際に、このような形で報告・討論がおこなわれた。
- (20) たとえば椋川氏が論難した「家」の理論については「家」があらゆるヘルシャフトの団体の共通の源泉であり原型である、という考え方そのものは、既にギールケにも見られる(Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. I, S. 89 ff.)。また、「家」ないしその拡大としての「荘法団体」の内部構造についてのギールケの記述が、果して椋川氏の期待されるように、「封建社会における階級対立を確認」(30頁右)しているかどうかは氏御自身の判定に委ねたい。なお堀米氏による「中世国家論争史」の要約(前註14)においては、ギールケとペーロウの政治的対立については必ずしも明確な叙述はなく、この両者をそれぞれ「政治的自由主義」・「保守的君主主義」と特徴づけたのは、オットー・ブルンナーであつた(「歴史学研究」二〇一、73頁)。ところで、椋川氏の依拠されたこのようなブルンナーのギールケ観に対しては、ほかならぬミッタイスによつて、ギールケは経済的にも政治的にも自由主義者ではなく、ペーロウとギールケの間にある多くの相違にもかかわらず、政治上の根本態度においては両者はほぼ一致していた、という点が指摘されている(Land und Herrschaft, in "Herrschaft und Staat im Mittelalter", S. 38, Anm. 23)。
- なおギールケについては、ミッタイスもそこで参照を求めている E. Wolf, Große deutsche Rechtsdenker, Kap. 14 へすべての記述が見出される。
- (21) 『中世国家の構造』26頁。
- (22) 『戦争の意味と目的』52頁。

四

(一) 以上において私は、椋川氏が堀米氏における「王権の絶対視」について云々した際に重要な論拠とされた点を一々反論したつもりである。次に私は、今回の椋川氏による「中世国家論」批判のなかで最もシリアスな問題である

「ナチズム」の問題にとりかからなければならぬ。既に本稿の「」で引用したように、椽川氏がオートー・ブルンナーの學說と堀米氏のそれとを等置した上で、ブルンナーにおけるナチズムを論難された際に、その最も重要な論拠となつたのは、「個人」をフェーデ主体とみる學說であり、絶対主義と近代國家との等置ならびに「家」の無視定性^{II}無階級性についての批判も、結局はそれを補強する役割を与えられている。しかしここでは、前節との関連から、まず絶対主義と近代國家の等置という問題からはじめたいと考える。

絶対主義國家をなぜ近代國家と名づけるのか、という疑問は、おそらく椽川氏のごとき「マルクス主義」歴史學の立場に立つ人々によつてのみ、真面目に非難するに當るものとして提出されうるであろう。今さら改めて指摘するまでもなく、國家學において近代國家の標識と考えられるのは、「國家による物理的強制力の独占」、言葉をかえていえば「主權」概念の存在であつて、このような考え方がマックス・ウェーバーの規定に多くを負つてゐることもまた周知の事實であろう。そのこと自体、既に椽川氏の立論が無理なこじつけであることを十分に示してゐると考えられるが、私がここで更に指摘したいと思ふのは、少くともヨーロッパ人自身にとつては、椽川氏のいわゆる「下部構造的發展段階說」における時代区分の方が、はるかに奇異に感じられるであろうという点である。いうまでもなく、ヨーロッパ人にとつて自明なヨーロッパ史の時代区分によるならば、「絶対主義」の時代はもとより、「ルネサンス」・「宗教改革」の時代もまた「近代」なのである。そのような時代区分、さらには古代・中世・近代という三分法、そのものも、ほかならぬ近代ヨーロッパ人の主体的な歴史意識の中にその最も根深い成立根拠をもつてゐる、といわなければならない。もちろんこのような時代区分に見られる近代ヨーロッパ人の歴史意識そのものを批判することは不可能ではない。だがそのためには、まさしく歴史的個体としてのヨーロッパを問題にせざるをえないのであつて、前述のごとく、このたびの堀米氏の新著の最も中心的なテーゼであるその問題を素通りにした椽川氏にとつては、このような

課題に対する説得的な解答を提出することは至難のわざである。そして最も根源的のいうならば、椽川氏にしてこの課題にこたえない限り、絶対主義をもつて近代国家と名づけることから、その際背景にあるところの「実践的關心」について、何らかの非難の情をこめてそれを云々することはできないのである。

(二) 次に第二の論拠である「家」の問題に移りたい。椽川氏の批判をまつまでもなく、ブルンナーの「家」概念、とりわけその内部構造に階級構成は、必ずしも十分に明確とはいえない。そしてブルンナーの場合には、椽川氏が改めて指摘されたように、その点が単に不明確であるというだけではなく、少くとも無意識のうちに、明らかに階級対立について語るのを避けたいというナチ時代の一般的風潮によつて、中世社会の認識が影響されている面を否定することも容易ではあるまい。だがここでも椽川氏に対して一言しなければならぬのは、封建社会における階級対立を確認していないという事実から、ただちにナチの政策との関連を云々することはできない、という点である。いうまでもなく、ヨーロッパの中世史学界における問題意識は、椽川氏の主張される「下部構造論的發展段階論」とは別のものであつて、現に椽川氏が古典莊園の奴隸制的構造というきわめて大胆な仮説を提示される際に最も多く依拠されたドランジュでさえ、主として法的身分について論じているのであつて、椽川氏の言われるごとき意味で封建社会における階級対立を確認したのではなく、その点で椽川氏はドランジュを誤つて理解しているか、少くとも——椽川氏の立場からみて——過大に評価している、と言わざるをえない。

ところで椽川氏は、堀米氏に対して、単にブルンナーから内部構造の上で不明確な「家」概念をそのまま踏襲したことを非難しただけではなく、右のドランジュの研究の一節を引用しつつ、ドランジュによつて「家」の奴隸制的構造が明らかにされた現在においても、なおブルンナー説を批判しないのはなぜか、と迫つている(27頁左—28頁左)。すなわち、ブルンナーないし堀米氏の研究から、椽川氏はまず、「家」が「家に所属するもの」に対する支配に「農奴支

配」の基礎である、という点を確認され、しかるのちに、「家」そのものの奴隷制的構造を主張される。この箇所は、私がこのたびの椽川氏による「中世国家論」批判のなかで見出しえた唯一の内在的批判である。若しこの点についての椽川氏の主張が実証的根拠を有するならば、「中世ドイツ……の領主権の（少くともその一側面における）というのは、農奴支配の基礎たる「家」そのものにおける（古代的（²⁵）「奴隷制的」）性格を証明する」（28頁左）ことになるであろう。

しかし、この点について椽川氏のアゲられる論拠はいかにも貧弱である。まず中世の文書に現われる《familia》という表現が、右のごとき意味での「家」を指し、かつ「奴隷団……を意味するばあいが多いことは、書式の比較から明らか」とのことであるが（27頁右—28頁左）、果してそうであろうか。椽川氏が参照を求めておられる氏の旧稿の当該箇所には、この点に関して次のような表現が見られるだけである。「ドランジェのアゲるフォルムバツハ修道院所属バルシャルク身分の「隷属者団に属する」*nostrae familiae*「女」が「ひとりの女」を寄進した例（一一六五年頃）、ドーブシュのアゲる「隷属者団に属する男」*vir ex familiae*が自己所有の一人の女奴隷……を寄進した例……、以上二例における奴隷所有者も、ほぼ同様の階層（²⁶）「大体一—二、三フーフエをもつ上層の農民」に属すると見ることができよう」（²⁶）この傍点はすべて石川）。これは、椽川氏が、いわゆる古典荘園における保有農の小規模奴隷所有を推論する過程で、その材料として述べられたことである。このうち前者についていえば、既に世良氏も指摘されているように、バルシャルクは「農民階級中の貴族」なのであつて、右の事例を椽川氏の推定の材料とできるかどうかには疑問があるのだが、⁽²⁵⁾ここでこの問題はその点ではない。旧稿において椽川氏は《familia》を「奴隷団」ではなく「隷属者団」と訳しておられるが、それが単なる訳語の問題であるとしても、椽川氏がそこで提示された事例は、明らかに《familia》の中に直営地奴隷以外の農民、——しかも椽川氏のかつての解釈によれば、——それ自体小奴隷主たる保有農が含まれていることを示している。ほかならぬドランジェが明確に述べているところに従えば、⁽²⁶⁾《familia》とは、ある領主に

従属するすべての人間を指すのであつて、必ずしも不自由人、ましていわんや直営地奴隷のみを含むものではないし、また時と所によつて不自由人のみを指すようになったばあいといえども、椽川氏はさらにその中から「経済学的」な意味における奴隷をよりわけなければならぬはずである。

椽川氏は「家」そのものの奴隷制的構造を立証すべく、以上のごとく氏のかつての所論とも相容れない「家」⁽²⁷⁾「Familia」⁽²⁸⁾「奴隷団」という三段論法のほかに、トランジェが *serfs journaliers* (＝直営地奴隷)の司法的地位について述べた文章を引用されている(27頁右)。「司法の点について」*serfs journaliers* は他の *sujets seigneuriaux* (主として保有農)とは明確に対置されている、少くとも下級裁判権についてはそうである。彼らは領主の直接的隷属の下におかれているため、保有農と同じ裁判官——すなわち *prepositus* (荘園管理のために経済的・行政的・司法的機能を果す領主の役人)の裁判権ではなく、*cour* (領主館、このばあい修道院、ならびに修道院長の建物など)の役人、一般には *cellerier* の裁判権に服する」という箇所がそれである。トランジェはここで直接に史料をあげているのではなく、*M. Freiberg, Ältere Geschichte von Tegernsee, 1822.* の参照を求めているが、椽川氏にとつてと同様、私にとつてもそれを参照することはほとんど絶望的である。そこでまず、トランジェはいかなる関連で右の文章を書いたのかを検討してみよう。この文章は、*serfs journaliers* の司法的地位について述べたものであるが、関係箇所は、右の引用のところからはじまり、それに続く次のような叙述をもつて一段落する。「彼らは保有地をもつていなかったので、その働らきについて報告するために *plaid annuel* (保有農が出席し *prepositus* が主宰する)に出席したり、そこで貢租を支払つたりする必要は事実なかつた。かかる「裁判」制度の相違は、修道院の *cour centrale* を保護する *l'immunité étroite* の発展という事実からして、十二世紀に諸教会領においてとりわけ顕著に見られるようになる。従属民のすべてが守護の裁判集會に出席せねばならずその裁判権に服したのに対して、*serfs journaliers* は、インムニテートの領域に居住しているた

め、それ〔守護裁判権〕から解放され、修道院長自身若しくはその役人にだけ服属した。守護は——彼が高級裁判官であるばあいには——彼ら〔*serfs journaliers*〕が殺人・強姦・窃盜のごとき死に値する罪を犯した時にのみ、彼らの裁判官であるにすぎない。かかるばあいといえども、彼らは莊園の役人によつて守護に引渡されなければならないのであつて、守護は彼らを逮捕するためにインムニテートの中に入りこむことはできなかつた。またこのような *serfs journaliers* の司法的地位について、ドラランジェ自身以上二つの引用箇所を次のように要約する。⁽²⁸⁾「最後に教会領においては、彼らは守護の下級裁判権から除外され、領主の裁判官にのみ服属している」。

見られる通り、ここで主として問題になつてゐるのは、守護裁判権に対する教会領の *engere Immunität* の確立であり、その具体的内容の少くとも一つとしての、*serfs journaliers* が守護の下級裁判権から解放されるという事実である。私が見た限りにおいても、以上のほか二ヶ所において、ドラランジェは *serfs journaliers* の司法的地位について語つてゐるが、それはすべて *engere Immunität* との関連においてである。したがつて、このような教会領、それも主として修道院領の特殊性に帰せらるべき事実をもつて、「家」一般を推すことが妥当か否かが、まず問題とならざるをえまい。既にドラランジェ自身、司教領については、守護が除去されたこととの関連において、*domestiques* (cour に住む人々) のかかる司法上の特殊性が見られないことを指摘してゐるのである。⁽³⁰⁾ しかしながら、それと同時に注意を要するのは、椽川氏が引用されたまさにその箇所において、*serfs journaliers* の司法的地位の特殊性と *engere Immunität* との関連が必ずしも明確でないといふことである。すなわち、ドラランジェは他の箇所においてはすべて、私が新たに附加した引用からものはつきり読みとれるごとく、守護の裁判権からの除外、という点で *serfs journaliers* なしそれを含むところの *domestiques* の司法的地位の特殊性を問題にしているのに、私が見た限りでは、椽川氏の引用されたまさにその箇所においてだけ、守護の裁判権に服さないという点においてではなく、*cellier* と同じく

莊園の役人である *prepositus* の裁判権に服さない、という点で、*serfs journaliers* の特殊性が問題にされているのである。右の引用から領主の下級裁判権一般に関する帰結をひき出した椽川氏に対して、ドラランジェがそこでだけ論じた意味での *serfs journaliers* の司法的地位の特殊性は *engere Immunität* とどのような関連に立つのか、という点をお質ねすることは、あなたが無理な要求ではあるまい。*engere Immunität* の成立によつてはじめて、修道院領はオットー・ブルンナーのいう意味での「ヘルシャフト」たりうる、と考えられることから、この点の解明に、椽川氏による「家」の理論に対する「内在的」批判の成否がかかっている、と言えるだろう。この機会に、私としては椽川氏が「家」そのものの内部構造の奴隸制的構造をドラランジェを使つて立証されたのであれば、当然 *cour* の分析、とりわけそこにおける *serfs journaliers* の地位・比重の問題から出発して、しかるのちに、右に掲げた疑問に及べれることを期待しているということを付け加えておきたい。

(三) 私は些かながく「家」の問題とかかわりすぎたようである。紙面の制約もあることなので、この辺でいわば問題の焦点ともいうべきフェーデ主体の問題にとりかからなければならぬであろう。だがその前に、きわめて簡単にはあるが、片付けておかなければならない問題がある。椽川氏は、ブルンナーが、フェーデの存在しうることとき社を、「取えて特殊的法体系をもつ完結的な〔?〕——そして謂わば高度な社会と評価した」ものと考えられ、そこに「ナチスのイデオログとしてののかれの国粹主義的、尚古主義的思惟強制の臭」をかぎとつておられるが(28頁右)、フェーデの存在を許すごとき法体系が近代国家における法体系と異質のものであると主張することは、決してそれを高度な社会と評価(厳密に言えば価値判断)することとは同義語ではない。そのこと自体を椽川氏が否定されるのであれば別だが、ブルンナーの主張は右のごとく両者の異質性の強調につきるのであつて、中世社会に対する積極的価値判断を、表面に押し出すようなことはしていないのである。以上の指摘をもつて、私はようやくフェーデ主体の問題

をとり上げるべき場所に到達することができた。

椋川氏は既に引用したごとく、オットー・ブルンナーのナチズムを云々する際の最も主要な論拠として、彼がフェーデの主体として「同族」(椋川氏は *Stippe* をそう訳しておられるので、本稿では所論の都合上私もそれに従う)ではなくて「個人」を考えている、という点をあげ、そこにナチスの指導者理念の露骨な投影を見出された。ところでその際、氏が「同族」説をとる学者としてミッタイスの名をあげられたこと、そしてミッタイスが少くともブルンナーにくらべてヨリ民主主義的であることを示唆すべく、マックス・ウエーバーの方法を引合いに出されたことは、この度の氏の論稿中最も興味ある部分と言わなければならない。

椋川氏は、堀米氏とミッタイスのフェーデ主体説について、次のように書いておられる。「堀米氏によれば、合法的権利としてのフェーデ権は、ゲルマン古代いらい中世初期までは広く自由人一般の所有にかかり、その意味で中世自由人は主権的個人であつた(19頁)とされる。つまり氏はフェーデの主体はつねに「個人」とされるのであるが、これにたいしてミッタイスによれば、終始「同族」*Stippe* であり、しかもこの同族はそれ自体「平和共同体」である。従つて、かれにとつて同族の内部で個人がフェーデ行為をすることは禁ぜられていたと考えられるのである」(28頁右)。まずここには、堀米氏ならびにミッタイスのフェーデ説について誤解のあることを指摘したい。すなわち、堀米氏についていえば、氏はフェーデの主体が、つねに個人であつて同族でない、などと云つておられないのである。それどころか、「ゲルマン時代」について歴史的にフェーデの主体を問題とされたとき、堀米氏はきわめて明確に「同族」がフェーデ権の主体であることを述べておられる。堀米氏のいわれる「主権的個人」とは、堀米氏自身指摘しておられるように、近代国家とのアナロジーのためにそう名づけた理念型なのであつて、割切つて言つてしまえば、アクトセントは個人ということではなく、むしろ主権的という形容詞にあると言つてもさしつかえないと思われる。し

料 かし、椽川氏にとつてはきわめて難解らしい堀米氏の理念型的方法について、ここでこれ以上立入る必要はあるまい。

次にミッタイスのフェーデ主体説についていうならば、ミッタイスもまた、フェーデの主体は終始同族だ、などとは言つていないのである。椽川氏が指摘された箇所は、「目次」を参照すれば明らかな通り、「ゲルマン時代」についての記述であつて、それをもつて中世全体のフェーデに関するミッタイス説を推しはかろうという態度は、いうまでもなく、理念型的方法論からただちにゲルマン時代に関する具体的歴史認識を臆測すること以上に早計であり危険である。私はここで、単に可能性として危険でありうる、というような漠然としたことを指しているのではない。椽川氏が調べることを怠つた中世におけるフェーデ主体についてのミッタイスの見解は、まことに好都合なことには、彼がオットー・ブルンナーの名著「ラントとヘルシャフト」に對しておこなつた批判の中に見出されるのである。⁽³⁵⁾以下煩をいとわずに關係箇所を訳出してみよう。

ミッタイスは、ブルンナーにおけるフェーデの基礎概念に関して、次のように述べている。「ブルンナーは正當にも、古いブルト、トフ、エーデ (Blutfehde) すなわち、人身ならびに榮譽に對する重大な攻撃のためにおこなわれる組織された血讐と、手段については無制限に許されるが身分の上で制限されていた騎士のフェーデとを區別すべきである、ということから出発している。彼「ブルンナー」はしかし、このような騎士のフェーデは封建時代になつてから新たに形成されたものであつて、ただちにゲルマン時代のフェーデ権の諸規範の下にもちこむことはできない、という点を、より一層明確にすべきだつたのではないか。ほかならぬ貴族について想定さるべき同族制 Sippenverfassung の存続がどの程度までゲルマン時代の同族フェーデ権 Sippenfehde recht の諸概念の使用を許すか、フェーデをおこなう諸団体 die feldführenden Verbände がどの程度までかつての同族の継続、少くとも模造 Nachbildung であるか、せめてその点が問わるべきであつたらう。ブルンナーは、それに続く箇所で、Groenbech その他の宗教

史の文献に依拠しつつ、フェーデと復讐の宗教的背景を明らかにしようとしているところをみると、以上の問を肯定しているものと思われる」。

見られる通り、中世におけるフェーデの主体について、しかもほかならぬ「同族」制の存続の問題をめぐる、ミッタイスとブルンナーの見解には対立がある。この対立は、ブルンナーの右の著書がどちらかといえば理念型的な性格をもち、これに対してミッタイスが歴史的に批判した、という意味では、多少先にふれた椛川氏による堀米氏の誤解と共通するものをもつていると見られないこともない。しかしその点はどうあれ、右の引用によつて紛う方なく明らかかなことは、ミッタイスとブルンナーの対立が椛川氏の見当とは全く正反対の方向に向いている、という点である。中世における同族の存続を考えたのは、どちらかといえばブルンナーの方であり、これに対してミッタイスは、騎士のフェーデが中世において新たに形成された点を強調し、かつそれをどこまでゲルマン時代における「同族」のフェーデの延長と考えるか、という疑問を提出しているのである。中世におけるフェーデの主体として「個人」を考えたのは、ブルンナーといわんよりも、実はむしろミッタイスだったのである!!

かくして、ブルンナーのフェーデ主体に関する学説の中に「ナチスの指導者理念の露骨な投影」を見出された椛川氏の卓抜なる着想の行方は、きわめて興味深いものとならざるをえない。椛川氏の筆法をもつてすれば、フェーデ主体を「個人」と考えるのはナチスの指導者理念につかえることなから、その意味では、堀米氏やミッタイスはブルンナーよりもナチ的だということになる。ところがそのミッタイスには、ほかならぬウエーバーの方法を用いているということ、椛川氏によつて少くともブルンナーよりもナチ的ではないという光榮が与えられている。周知のごとく、堀米氏は、ミッタイス以上に深く、ウエーバーの方法に学ばれている⁽³⁷⁾。そうだとすれば、その意味では堀米氏もまた、ブルンナーよりはナチ的でない、ということにならざるをえない。以上を素材として椛川氏は、堀

料 米氏やブルンナーがミッタイスよりもナチ的だと言わなければならぬのだ!! このようなことを改めて書き立てるまでもなく、フェーデの主体についての特定の歴史的認識を、その背景にある実践的関心と直結させて考えるという、椽川氏の「発想法」そのものが無理であったのだ。

ところで、フェーデ主体の問題について「堀米氏の実証的手続が欠如している」ことを非難する(29頁左)椽川氏は、御自分の方では多少とも実証的根拠をもっていることを誇示すべく、「ラインガウ一般法」の「同族 *Magge* がフェーデ *Beede* に参加すべき」原則をあげておられる(28頁右)。私は椽川氏がここに中世ドイツ語を添えて下さったことに対して心から謝意を表する。というのは、遺憾ながら私の手許には右の史料がないので、若し椽川氏がそうして下さらなかつたら、検討の手がかりが与えられなかつたであらうから。それはともかくとして、私はまず「ラインガウ一般法」そのものについて偽作説があることを指摘したい。⁽³⁸⁾ 偽作説を唱えたその論文も、中央から遠くはなれたところにいるわれわれはすぐには参照できないので、椽川氏によつて偽作説そのものの真偽のほどが検討され、たとえ偽作であつても氏の引用された部分に関する限り、フェーデの主体についての「同族」説の史料たりうる、ということが立証されるように切に期待したい。その際にあらかじめお願いしておきたいのは、「*mage*」の用法をグリムのワイステューマーについて慎重に御検討の上御教示いただきたい、ということである。「*mage*」というのは、私の理解では、「親戚の者(たち)」という意味であつて、たとえば「平和共同体」として存在するとき「同族」団体を指すことはまずあるまいと思われるからである。実は、「ゲルマン時代」⁽³⁹⁾についてさえ、既にミッタイスが『ドイツ法制史概説』(世良訳)の中でも紹介しているように、フェリックス・ゲンツマーは、従来法制史の教科書に叙述されてきたような「同族」の団体的性格に対して、きわめて深刻な疑問を提出していた。⁽⁴⁰⁾ 「同族」とならんで従来ゲルマン時代国制史の要と考えられてきた「フンデルトシャフト」については、既に世良氏が紹介されているように、⁽⁴¹⁾ ダンネ

ンパウアーやテオドル・マイヤーの非存在説が、今や学界の新定説としての地位を確立しているのに反して、「同族」に対するゲンツマーの批判に対しては、個々の点についてはほとんどすべての研究者がかれの批判を一応もつともであると考えざるをえなかつたが、それによつて、「同族」がゲルマン時代の国制上占めていた重要性までを否定する必要はないという、基本的には既にミッターイスがとつていたのと同じ態度を、たとえばバーダーなどの錚々たる《革新派》の斗将たちもとつていたのである。⁽⁴³⁾しかし、目下フライブルク大学に留学中の直居淳氏からの私信によれば、最近フライブルク大学講師就任講演の中で、現在ドイツ法史学界において最もその将来を嘱望されている若手の俊秀クレツシエルは、「同族」の非存在を説くにいたつた由である。クレツシエル説の詳細についてはもちろんなお明らかでないが、それがゲンツマー説を継承し発展させたものであることだけは疑いえないであろう。ゲンツマーは既に、ゲルマン語の「ジツペ」という語がきわめて多義的であり、また例えばタキトゥスは「親戚」についてしか語つていないのに、そこから学者たちが、団体としての「同族」概念を發明したのだ、という点を指摘していた。⁽⁴⁴⁾オットー・ブルナーにとつても、まず第一にフェーデに参加すべき者は、「親戚」だつたのであつて、⁽⁴⁵⁾それだけのことであれば、何もれいれいしく中世語の史料を見せていただくことはなかつたのである。因みに、右に「同族非存在説」を唱えた人としてその名をあげたクレツシエルは、私が知りえた限り、(西)ドイツ人の中ではきわめて少数の異例といえる程度に、アジア・アフリカのナショナリズムについて深い理解をもつていることをも付け加えておきたい。

(23) といつても、この点についての「内在的」批判は堀米氏の新著とは何の関係もない。この度の新著には、「家」の理論は述べられない。

(24) 「史学雑誌」六二の一、60・61頁。

(25) 「西洋史学」二七、14頁註5。

(26) Ph. Dollinger, L'Evolution des classes rurales en Bavière, 1949, pp. 243-244.

- (27) Dollinger, op. cit. pp. 267-268.
- (28) Dollinger, op. cit. p. 308.
- (29) Dollinger, op. cit. p. 70 (résumé, p. 77) et p. 462 (résumé, p. 479). そのほかドラランジュは199頁において、守護に対する貢租の免除について、同様趣旨の叙述をしている。
- (30) Dollinger, op. cit. p. 462.
- (31) 椋川氏は次のように書いておられる。「ミッタイス……かれも堀米氏によるとナチスに忠誠をちかつかつてゐるが、その方法論の基礎はマックス・ウェーバーの社会的な社会学の観念であるという！」の「同族」説にたいするブルンナーの「個人」説は、……すくなくとも結果的には、ナチスの指導者理念にとつて有利な見解であつたと思われる……」(31頁左)。*の箇所では堀米氏の『中世国家の構造』49頁の参照を求めておられる。ここではミッタイスの『中世高期の国家』の3頁に見られる「ナチ的国家観」について語られてはいるが、「忠誠をちかつかつた」というのは椋川氏の創作である。ミッタイスとナチスの関係については、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』の巻末に附された「訳者あとがき」に詳しく述べられている。ミッタイスの自由主義的態度をほめかすために、なにも「ウェーバーの社会学」をもち出される必要はなかつたのである。因みにいえば、ミッタイスは戦後、版を改めるに当つて、前記の箇所を大幅に削除している。
- (32) マックス・ウェーバーの社会学的方法に依拠してゐることで、「中世国家論」の「発想法」をなにかしジャスティファイすることが許されるのであれば、既にこれまでの行論中に示唆しておいたように、椋川氏がこのたび堀米氏に向つて発せられた非難の大半は自然に消滅するはずである。何という便宜主義的な態度であらうか。
- (33) 『自由と保護』79頁。
- (34) 世良訳『ドイツ法制史概説』43・44頁。これは第一部「ゲルマン時代」の第九章「違法行為の効果」の一部である。
- (35) H. Mittels, Land und Herrschaft. これは最初 H.Z. Bd. 163 (1941), S. 265 ff.; S. 471 ff. に掲載されたが、現在では "Herrschaft und Staat im Mittelalter," Wege der Forschung II, hrsg. v. H. Kämpf, Darmstadt, 1956, S. 20 ff. ならびに H. Mittels, Die Rechtsidee in der Geschichte, 1957, S. 343 ff. に再掲載されている。この箇所は「以上の順で、それぞれ S. 262, S. 27, S. 349 に見出される。
- (36) 因みにかつて堀米氏がブルンナーの主著を紹介された際に(『中世独逸国家に関する一研究』「歴史学研究」一〇一、66頁)こ

の点について次のように述べておられる。「……ブルンナーは、次に「フューデ」の「基礎概念」……において、ゲルマン古代の民族〔?〕間の「フューデ」Blutfehde により中世末期の Ritterfehde に至る「フューデ」の発展を取扱い、「フューデ」とフリーデ「フューデ」と Friedlosigkeit 等の関係を明らかにする。(後者 Fehde u. Friedlosigkeit についてはミッターイスは両者を Feindschaft なる公分母を以て同列に論ずるブルンナーの見解に修正を加えて居る (Vgl. H. Z. Bd. 163, 262-3)。³⁷ それに依れば「フューデ」とは最初から国家の側から寛容された自衛権の行使ではなく、国家内部における共同体(傍点、石川)の本源的権利に基づく制度であり、……」表現は、当時の学界の一般的水準による制約もあつて、必ずしも正確・明確とはいえないが、椽川氏が若し落着いてこの箇所を読みさえすれば、この度のごとき醜態をさらすことはなかつたであろう。また右の引用中()の部分は、もちろんフューデの主体についてということではできないが、少くとも「フューデ」をめぐつてながしかの見解の対立がブルンナーとミッターイスの間に存在すること、そしてその対立は前注にあげたミッターイスによる書評をみれば容易に確かめられるであろう、ということ、を、きわめて明確に示唆したはずである。

37 椽川氏は、堀米氏が領主と農奴の関係を「家産制」Patrimonialismus od. patrimoniale Herrschaft と呼ばれることの理由を、ひとつには「ドイツ中世史学における……伝統的用語法」(27頁左)に従つたものと考え、かつ、(中世ドイツの領主権が「家産制」と表現されるという研究史的事実それ自身が、「家」の構造が奴隸制的なものであるという……理由から)、「領主対農奴の関係をその下部構造……と理解することはできない」という意味で、「その領主権の……古代的、性格を証明するもの」(28頁左、本稿四の(二)を参照)と考えておられる。これは堀米氏の『中世国家の構造』第一章を一読すれば明らかのように、全くのこじつけである。「中世国家論争史」に加わつた学者の中で「家産制」という言葉を用いたのは、いわばギールケだけであつて、『古典学説』の集大成者ペーロウの生存中は、かかる用語法を用いることをさえ避けられねばならなかつたのである。そして、ようやくペーロウの死後、マックス・ウェーバーによつて新たに確立された「家産制」概念が、ヒンツェを経て、歴史家の間にも市民権をえ、かつてのごとくその概念自体を忌避する風潮はなくなつた、というのが「研究史的事実」なのである。『マックス・ウェーバーにおける前近代の支配——封建制と家庭制——』(「思想」一九四八の八)を参照するまでもなく、堀米氏の「家産制」概念は、マックス・ウェーバーから学ばれたものである。

38 Schirer-Thieme, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 1950, S. 145, Anm. 5 及び H. Meyer, ZRG. GA. 24 (1903), S. 309 に従つて「論作」と断つて置る。

- (39) 『ドイツ法制史概説』21頁。
- (40) F. Genzner, *Die germanische Sippe als Rechtsgebilde*, ZRG. GA. 67, 1950, S. 34 ff.
- (41) 世良晃志郎『フンデルタッシュト研究の新動向』(「法学」三三〇、三三二、三三四)。
- (42) K. S. Bader, *Volk, Stamm, Territorium*, in "Herrschaft und Staat im Mittelalter," S. 245 f., bes. S. 246, Anm. 10. ことに《革新派》というのは、『古典学説』についての態度をいう。
- (43) Karl Kroeschell, われわれが容易に見ることのできる彼の論文としては、*Die Zehntgerichte in Hessen und die fränkische Gentene*, ZRG. GA. 73, 1956, S. 300 ff. があるが、そのほかに最近の同誌上に執筆したかれの書評の鋭さに注目していただきたい。なお、クレッシェルは、やがて公けにされる予定の一論文のなかで、サクセンの *Gogericht* の起源について、フランク時代にそれを求める支配学説を否定し、ラントフリーデとの関連に注目している。またかれは、ライヘナウにおける「農村共同体の成立と発展」をテーマとする学会(一九四七年の秋)においても、きわめて重要な発言をおこなっている。しかし、その詳細については、機会を改めて御報告するはかばかなく。
- (44) F. Genzner, a. a. O. bes. S. 36, 38, 49.
- (45) O. Brunner, *Land und Herrschaft*, 3. Aufl., S. 64. における "Freunde" の概念をみよ。因みにいうならば、オットー・ブルンナーといえどもゲルマン時代の「ジツペ」の直線的連続性を信じていたのではない、ということはこの箇所からうかがえるであろう。なお、いうまでもないことだが、自らフェーデをおこなう者とそれに参加する者とは、少くとも概念上は全く別な二つのものである。

五

以上において椽川氏の「中世国家論」批判に対する私の反批判は終る。私は読者諸賢に対し、本稿とほぼ時を同じくして「北大史学」Vに掲載される予定の、東出功氏による堀米氏の新著の紹介をも併せてお読み下さるよう切にお願いする。というのは、およそ五十枚に及ぶ椽川氏の論稿のうち、東出氏ならびに私の反批判によつて無傷のまま

残っている点はほとんどない、ということをおわかりいただきたいからである。

「学説史をまず思想史としてみる」のが「歴史家として正しい態度である」と称して、椽川氏は以上明らかに明らかにしたごとき無責任きわまる・そしてまた荒唐無稽の「思想史」を展開したのである。誰にでもまぢがいはありうる。私は若し椽川氏が善意のまぢがいをおかしたのであれば、決して氏をとがめようとは考えなかつたであろう。しかしたとえ氏はオットー・ブルンナーを「ナチスのイデオログ」ときめつけるに当つて、ブルンナーの主著さえ読もうとしない。ブルンナーはナチの時代の一般的思潮によつて影響されたかも知れないが、そのことによつて西歐民主主義社会における市民権を奪われたりはしなかつたのである。それどころか現在においても、ハンブルク大学の正教授として、ドイツ中世史学界の第一線で精力的に研究を続けられている。椽川氏の論稿は、日本語で書かれたから良かったものの、若しヨーロッパ語で書かれていたとしたら、国際的な「名誉毀損」問題にまで発展したかも知れない。くり返して言つておきたいが、私はブルンナーの「ナチズム」を批判してはいけな、と言おうとしているのではない。そのばあいには、事実にもとづいてやれ、という、きわめて当り前のことだけを言つているのだ。良い加減の臆測にもとづいて相手の人格の根本にかかわるような発言をしたことに対して、椽川氏は学者としてのまた市民としての責任をとつてしかるべきであろう。氏は従来、氏に対する批判に対して、真向からそれにはお答えにならず、かえりみて他を言う、といった態度に終始されている。私は氏に対して要求する、せめてフエーデ主体説についてだけでも、何かをもつて解答に代えたりされずに、私の批判に真向からお答えいただきたい。それができないのであれば、このたびの論稿の全文を撤回し、その上でオットー・ブルンナーならびに堀米両氏に対し陳謝文を公表していただきたい。

なお最後に「歴史学研究会」の一会員として一言したいのは、右のごとき「思想史」をもつて「新鮮な問題提起」

(編集後記)とでも考えたらしい「歴研委員会」の態度についてである。椋川氏にして沈黙を守ろうとするのであれば、椋川氏の論稿のうちでわれわれの反批判の後に何が残るか、という点を、「歴研委員会」の責任において公表していただきたい。そのことさえできないのであれば、いかに「機関誌」の充実を唱えても、また学問研究の「困難的交流」を説いてみても、所詮は口頭禪に終るほかはないであろう。

——一九五九・二・一一——

46 われわれが全くふれることなかつた論点は、封建領主権力の局地性についての批判のみであろう。堀米氏の説明が流、通、論、的、な弱さをもっている、という椋川氏の指摘は(26頁右)、原則的には正しい批判であると思われる。しかしながら、椋川氏が、「下部構造論的」という意味での経済史的方法是まず第一に範疇概念それ自体の分析から運動法則を追及しようとするのであり、そのような立場からみた封建領主権の局地性の理由については私はかつて、『自營』的農民(農奴)への『直接収奪』の困難さあるいは矛盾から説明を試みた」として、堀米氏に対しても「かような意味での構造論的説明」を求めておられるが(以上26頁右—27頁左)、ここでも念のため、椋川氏がかつて試みられた説明を引用しておきたい。「北フランスにおいては、十一世紀には農奴制がほぼ全面的に成立し、農民の間の基本的階級対立は大体解消した……。……このような均質的な農民を支配する農奴制領主はこれら「農奴」を直接に把握するわけで……。それは、古代的領主の奴隷への支配に収奪にくらべれば勿論ゆるやかである」が、かつての小規模奴隷所有者たる保有農への支配(「保護」)にくらべて遥かに強烈である」。……農奴制社会においては、領主は謂わば一人一人直接に把握しなければならぬはずである」から、当然その支配領域は無限の拡りをもつわけには行かない。……これが、十世紀末、十一世紀の北フランスにおいて多数の中領主が割拠した根本の理由である」(『西洋史学』二七、32頁)。この箇所では、これ以上史料・文献の参考を求めておられない。このような説明が「範疇概念それ自体の分析から運動法則を追及しようとした」「構造論的説明」の名に値するかどうかは、読者諸賢の御判断に委ねてもよいであろう。「領主が農奴を一人一人直接に把握する」というのは具体的に一体どういうことなのか、そのことさえ説明されていないのである。

47 数多くの論著の中から、ここでは、最も広い読者層の関心をよびうるものとして、Adeliges Landleben und europäischer Geist, 1949 の名のみをあげておく。